

振動規制法に基づく規制地域の指定等

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定による振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域（以下「指定地域」という。）、法第 4 条第 1 項の規定による特定工場等において発生する振動の規制基準、振動規制法施行細則（昭和 51 年総理府令第 58 号。以下「府令」という。）別表第 1（特定建設作業の規制に関する基準）の付表第 1 号の規定による市長が指定する区域並びに府令別表第 2（道路交通振動の限度）の備考第 1 項の規定による市長が定める区域及び同表の備考第 2 項の規定による市長が定める時間を次のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

平成 24 年 3 月 30 日

恵庭市長 原 田 裕

- 1 指定地域として、次の図のとおり指定する。
（「次の図」は、省略し、恵庭市生活環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 法第 4 条第 1 項の規定による指定区域内における特定工場等において発生する振動の規制基準を次のとおり定める。

区分 区域の区分	時間の	昼 間	夜 間
		午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域		60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域		65 デシベル	60 デシベル

- 備考 1 第 1 種区域及び第 2 種区域とは指定地域としてそれぞれ指定された第 1 種区域及び第 2 種区域をいう。
- 2 表の区域のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートル内の区域内においては、それぞれ規制値から 5 デ

シベルを減じた値を適用するものとする。

- 3 府令別表第1の付表第1号の規定による市長が指定する区域を次のとおり定める。

指定区域のうち、第1種区域の全域及び第2種区域内の学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域内
- 4 府令別表第2の規定による市長が定める区域及び同表の備考第2項の規定による市長が定める時間を次のとおり定める。
 - (1) 市長が定める区域
 - ア 第1種区域 指定区域のうち、第1種区域とする。
 - イ 第2種区域 指定区域のうち、第2種区域とする。
 - (2) 市長が定める時間
 - ア 昼間 午前8時から午後7時までとする。
 - イ 夜間 午後7時から翌日の午前8時までとする